

各高齢者施設等管理者 様

滋賀県健康医療福祉部医療福祉推進課長
(公 印 省 略)

高齢者施設等における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止
のための専用相談窓口の設置について (通知)

貴職におかれましては、平素より新型コロナウイルス感染症対策にご尽力、ご協力を賜りありがとうございます。

県では、今般の感染力の高いオミクロン株の経験を踏まえ、高齢者施設等（以下「施設等」という。）での急速な感染拡大防止と施設等運営の継続支援をより迅速に実施するため、下記のとおり専用相談窓口を当課内に設置しましたので、内容についてご了知いただきますようお願いいたします。

記

1 専用相談窓口について

- (1) 開設日： 令和4年4月22日（金）
- (2) 対応時間： 9：00～17：00（土日祝を含む）
- (3) 連絡先： **080-2955-4859**

※クラスターの発生時等、緊急の場合は上記時間外でも対応いたします。

- (4) 対 象： 高齢者施設等（介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護医療院、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅）

2 対応内容について

施設等においてコロナ陽性者が発生した場合における施設内療養等支援チームの派遣要請をはじめ、感染制御や業務継続の支援等に関する相談・調整

3 感染症状況報告の徹底

施設等の利用者・職員等に新型コロナウイルス感染症の疑いがある者（感染者、濃厚接触者）が発生した場合は、感染状況の早期把握のため「高齢者施設・事業所の利用者・職員等に新型コロナウイルス感染症の疑いがある者（感染者、濃厚接触者）が発生した時の対応等について（その2）」（令和3年10月28日付け事務連絡）に基づき、速やかに所定の様式により当課および指定権者に報告いただきますようお願いいたします。

滋賀県健康医療福祉部医療福祉推進課
介護施設指導係 狩谷
TEL:077-528-3523/FAX:077-528-4851
mail: kaigo@pref.shiga.lg.jp